

潮江市民図書館

避難所運営マニュアル



まずは津波から命を守りましょう！
当該地域には津波のおそれがあります。
津波警報などが解除されるまでは津波避難
場所で津波から命を守りましょう。

★この避難所運営マニュアルは、万能ではありません。

災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて、避難所の運営内容も変化するものと考えます。

揺れや津波から命を守った後、避難者の皆さんで、このマニュアルを参考に協力し、助け合い、安全に運営していきましょう。



潮江東地区連合防災会
高知市

令和3年12月作成
令和8年3月一部修正

【指示書】避難されてきた皆さんへ

避難者は屋上（※雨天時は建物4階以上）で待機します。

- 待機場所の安全確認ができた上で、移動していただき、待機をお願いをしてください。傷病者や体調不良者がいる場合は別途対応が必要です（すでに施設内に避難している人がいる場合は、再度案内をしましょう）。

- 避難所の開設には、皆さん一人ひとりの協力が必要です。
- 皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を進めてください。
- 高知市では、一般避難所で受け入れた要配慮者のスクリーニングを、原則、市職員が行い、必要な場合には、福祉避難所などに移送します。
※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する方のこと

これから避難所の開設を始めます。



1 マニュアルを取り出します。

3階防災倉庫からマニュアルを取り出します。



2 リーダーと副リーダー（リーダーの補助役）を決めましょう。

リーダーも避難者の一人で、専門家ではありません。
避難者全員で助け合って、作業を進めます。

○リーダーになったあなたは・・・マニュアルを手に取り、「リーダーカード」を確認し指示を出してください。周囲の協力を募り、落ち着いて行動しましょう（事前に決めていたリーダー候補者が来れば交代することもできます）。

○副リーダーになったあなたは・・・リーダーの補助を行います。リーダーは本部で全体を統括する必要があるため、その間、リーダーと各チーム長をつなぎ、指示系統や情報伝達に混乱が生じないよう常に情報、状況の共有を図ってください。

目 次

避難所運営の流れ

1 避難所を開設するための準備

- 1 避難所を開設するための準備 **リーダーカード**
- 1-1 避難所の安全確認
- 1-2 受付の設置
- 1-3 避難所の区割り
- 1-4 トイレの確保

2 避難者の受入れ

- 2 避難者の受入れ **リーダーカード**
- 2-1 避難者の受付
- 2-2 居住スペースへの誘導
- 2-3 トイレの巡回確認
- 2-4 傷病者の把握・応急対応
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援
- 2-6 ペットの受入れ
- 2-7 食料・物資の配給
- 2-8 被災者への情報伝達
- 2-9 災害対策本部との連絡

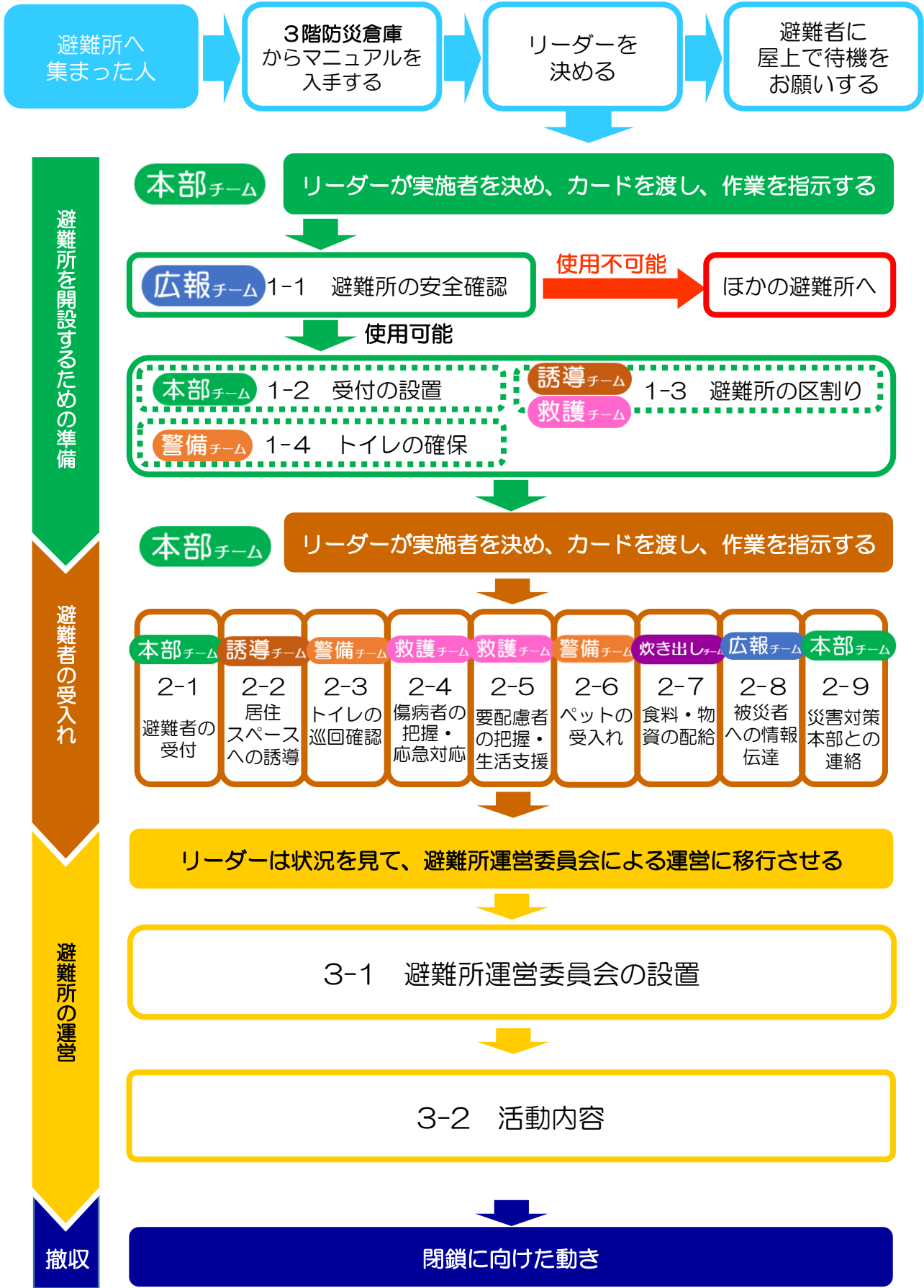
3 避難所の運営

- 3 避難所の運営
- 3-1 避難所運営委員会の設置
- 3-2 活動内容
- 3-3 避難所のルール

4 基本情報

- 4 基本情報

避難所運営の流れ



避難所運営の流れ

本部チーム

- ・避難者の受付を行う
- ・災害対策本部との連絡を取る

1-2 受付の設置

2-1 避難者の受付

2-9 災害対策本部との連絡

広報チーム

- ・避難所の安全確認
- ・情報の伝達を行う

1-1 避難所の安全確認

2-8 被災者への情報伝達

誘導チーム

- ・居住スペースの区割りをを行う
- ・避難者を居住スペースまで誘導する

1-3 避難所の区割り

2-2 居住スペースへの誘導

救護チーム

- ・救護スペースの設置をする
- ・傷病者の把握をする
- ・緊急搬送要請を行う

1-3 避難所の区割り

2-4 傷病者の把握・応急対応

2-5 要配慮者の把握・生活支援

警備チーム

- ・トイレ、ペット避難所の設置と巡回

1-4 トイレの確保

2-3 トイレの巡回確認

2-6 ペットの受入れ

炊き出しチーム

- ・食料や飲料水など物資の配給を行う

2-7 食料・物資の配給

要配慮者の受入れおよび福祉避難所などへのスクリーニングと移送の流れ



要配慮者
ご本人
また その家族



避難所運営
スタッフ



市職員など

要配慮者用の受付に並ぶ。

- ・避難者名簿に記入する。
- ・避難者カードを受け取り、記入を行う。

要配慮者とその家族の方を、要配慮者用の受付に誘導する。

(2-1 本部チーム)

誘導チームの聞き取り調査に答える。



「聞き取りシート」に基づき、聞き取りを行い、それを基に居住スペースへ誘導する。

(2-2 誘導チーム)

家族と避難所運営スタッフと協力し、生活支援を行う。



判断基準（例）

- 病院
治療が必要な方
…発熱・下痢・嘔吐
- 福祉避難所
日常生活に全介助が必要な方
…食事や排せつ、移動が一人でできないなど

※ 参考
「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」26ページ（内閣府・H28）

福祉避難所などへの移送が必要と考えられる場合

災害対策本部に、「スクリーニング要請」を行う。

(2-9 本部チーム)



スクリーニングとは

被災者をその状況に応じて、適切な避難所（もしくは医療機関）への移送を判断することです。



市職員などが要配慮者のスクリーニングを行う。

移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所施設職員が行う。

※①～④で対応できない場合は、その都度協議を行う。

スクリーニングの結果によって、福祉避難所や医療機関へ移動する。